

富山県立高等学校入学者選抜に係る  
入学審査手数料収納代行業務  
仕様書



# 目次

1	業務名	1
2	履行期間	1
3	背景・目的	1
4	用語の定義	1
5	業務内容	2
5.1	決済サービスの提供	2
5.1.1	決済対象	2
5.1.2	決済手段	2
5.1.2.1	クレジットカード決済	2
5.1.2.2	ペイジー決済	2
5.1.2.3	コンビニ決済	3
5.1.3	サービス提供期間及び提供時間	3
5.2	インターネット出願システムとの連携	3
5.2.1	連携方式	3
5.2.2	連携内容	4
5.2.2.1	決済依頼	4
5.2.2.2	処理結果	5
5.2.2.3	決済手段等の変更	5
5.3	歳入の納付事務	5
5.3.1	収納明細報告	5
5.3.2	歳入の納付	6
5.3.3	収納手数料等の支払	6
5.4	指定納付受託者としての義務	6
5.4.1	届出義務	6
5.4.2	帳簿の作成及び保存義務	6
5.4.3	報告義務	6
5.4.4	立入検査への対応義務	6
6	その他	6

## 1 業務名

富山県立高等学校入学者選抜に係る入学検査手数料収納代行業務

## 2 履行期間

本契約の締結の日から令和7年3月31日まで

## 3 背景・目的

富山県（以下「甲」という。）の県立高等学校入学者選抜において、令和5年度に実施した令和6年度入学者選抜からインターネット出願システム（以下「システム」という。）を導入した。これにより、入学願書の書面での提出を求めないこととしたが、出願する際に必要となる入学検査手数料は富山県収入証紙により徴収した。

この度、入学検査手数料のオンライン決済を可能とすることで、受検者及び保護者（以下「受検者等」という。）の利便性向上を図る。

本業務の受託者（以下「乙」という。）は、地方自治法に規定する指定納付受託者として、本仕様書に定めるとおり、システムと連携して入学検査手数料の収納処理を行うために必要な決済サービス（以下「決済サービス」という。）を提供するとともに、受検者等から納付の委託を受けた歳入（以下単に「歳入」という。）の甲への納付事務を行う。

## 4 用語の定義

用語	定義
入学検査手数料	富山県立高等学校に係るものは、「富山県立高等学校の授業料等に関する条例」に規定する高等学校入学検査手数料をいう。 入学検査手数料の金額は、全日制課程の高等学校については2,200円、定時制課程の高等学校については950円である。
クレジットカード決済	クレジットカードの番号及び有効期限その他当該クレジットカードを使用する方法による決済に関し必要な事項を、オンライン上で乙が提供する決済サービスに通知することにより行う決済をいう。
ペイジー決済	決済を行うために必要な専用の番号をオンライン上で取得し、金融機関が提供するインターネットバンキング又はATMを利用して、当該番号を乙が提供する決済サービスに通知し、又は通知するとともに現金を支払うことにより行う決済をいう。
コンビニ決済	決済を行うために必要な専用の番号をオンライン上で取得し、コンビニエンスストアの店舗を利用して、当該番号を

用語	定義
	乙が提供する決済サービスに通知するとともに現金を支払うことにより行う決済をいう。

## 5 業務内容

### 5.1 決済サービスの提供

#### 5.1.1 決済対象

本業務による決済の対象は、受検者等がシステムを利用して行う出願に伴って納付が必要となる入学考査手数料とする。

#### 5.1.2 決済手段

本業務で乙が提供する決済手段は、クレジットカード決済、ペイジー決済及びコンビニ決済とする。なお、全ての決済手段について、当該決済処理に要する決済手数料及びトランザクション費（以下「収納手数料」という。）は受検者等に負担させないこと。また、決済に使用する通貨は日本国通貨に限る。

##### 5.1.2.1 クレジットカード決済

乙が提供するクレジットカード決済は、次に掲げる要件を満たすこと。

要件	内容
対応国際ブランド	Visa、Mastercard、JCB、American Express 及び Diners Club に対応すること。
認証項目	クレジットカード決済を行うに当たっては、クレジットカード番号及び有効期限に加えて、セキュリティコードによる認証が行えること。
EMV3D セキュア	クレジットカード決済の実行時に、EMV3D セキュアによる本人認証を行うこと。
PCI-DSS	クレジットカード決済の取扱いに当たっては、PCI-DSS に準拠すること。
クレジットカード情報の非保持	受検者等が入力するクレジットカードの番号等の情報を、甲及びシステムが保持することなく決済を完了できること。
売上処理のタイミング	クレジットカード決済の手続における与信確保の後は、決済の完了をもって即座に売上処理を行うこと。

##### 5.1.2.2 ペイジー決済

乙が提供するペイジー決済は、次に掲げる要件を満たすこと。

要件	内容
対応手段	受検者等の選択により、金融機関が提供するインターネットバンキング又はATMを利用して決済できること。また、

要件	内容
	受検者等がインターネットバンキングの利用を希望する場合は、画面遷移により決済用の番号の入力することなく決済を完了できること。
支払期限の日時指定	支払期限は、日付及び時間による指定ができること。また、支払期限を過ぎた場合は決済ができないよう制御できること。
支払期限の当日指定	システムからの決済依頼が乙の提供する決済サービスに到達した当日を支払期限として指定できること。(受検者等が出願期間の最終日に依頼した場合を想定)

### 5.1.2.3 コンビニ決済

乙が提供するコンビニ決済は、次に掲げる要件を満たすこと。

要件	内容
対応コンビニエンスストア	ファミリーマート、ローソン及びミニストップに対応すること。
支払期限の日時指定	支払期限は、日付及び時間による指定ができること。また、支払期限を過ぎた場合は決済ができないよう制御できること。
支払期限の当日指定	システムからの決済依頼が乙の提供する決済サービスに到達した当日を支払期限として指定できること。(受検者等が出願期間の最終日に依頼した場合を想定)

### 5.1.3 サービス提供期間及び提供時間

決済サービスの提供期間は、本契約期間中の1月から3月までの期間（日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を含む。）とする。また、決済サービスの提供時間は、24時間とする。

なお、乙は、メンテナンス等のため決済サービスの提供を一時的に停止する必要がある場合は、あらかじめ甲に通知し、その承諾を得ることで決済サービスを停止することができる。この場合において、乙は、決済サービスの停止による受検者等への影響が最小限となるよう、可能な限り配慮することとする。

## 5.2 インターネット出願システムとの連携

### 5.2.1 連携方式

決済サービスとシステムとの連携に当たっては、次に掲げる要件を満たすこと。

要件	内容
連携方式	<p>決済サービスとシステムとの連携方式は、POST メソッドを利用したリンク方式とする。</p> <p>そのため、乙は、受検者等が決済に必要な情報を決済サービスに通知するための画面を提供すること。なお、提供する画面は、様々なデバイスや画面サイズに対応できるデザイン手法を用いて構築すること。</p>
通信の暗号化	<p>決済サービスとシステムとの間での連携に必要な通信は、TLS (1.3 準拠) 等のデータ暗号化により、十分なセキュリティを確保すること。</p>
連携調整・動作担保	<p>システムとの連携に当たっては、システムの運用保守業者と十分に連絡調整を行い、事前にテストを実施して不具合なく確実に動作することを確認すること。また、学校や入学者選抜の特性を理解の上、負荷集中を考慮し、十分な応答速度を確保すること。</p>

## 5.2.2 連携内容

### 5.2.2.1 決済依頼

受検者等による操作に基づき随時、システムから、次に掲げる情報を決済サービスに提供する。

項目	内容
決済手段	クレジットカード決済、ペイジー決済又はコンビニ決済を識別するための情報。
受検者等情報	受検者等を識別するための情報。受検者等ごとに固有の情報であり、同一の受検者等が複数回決済を行う場合であっても変更されない。
決済管理情報	決済を識別するための情報。決済ごとに固有の情報であり、同一の受検者等が複数回決済を行う場合は異なる情報となる。
決済対象名称	決済対象の名称。基本的には「入学審査手数料」を想定している。
金額	決済を行うべき金額。基本的には 2,200 円又は 950 円を想定している。
支払期限	決済を行うべき期限。年月日時分での指定を想定している。
遷移先 URL	決済が完了し、又は中止される等してシステムに画面遷移する際の指定 URL。
その他決済に必要な情報	上記のほか、具体的な連携調整を踏まえてシス

項目	内容
	テムから提供可能な情報。

### 5.2.2.2 処理結果

決済サービスから、次に掲げる受検者等が決済サービスにおいて行った決済等の処理結果の情報を、システムに提供すること。なお、当該情報の提供は原則として5分以内にリアルタイムで行うこととし、遅くとも受検者等による決済等の完了から60分以内には提供すること。

項目	内容
決済を特定するために必要な情報	システムから決済サービスに提供した決済依頼の情報をベースとした、当該決済を特定するために必要な受検者等情報、決済管理情報等の情報。
処理結果	決済サービスにおける処理の結果。クレジットカード決済の場合の決済成否の結果のほか、ペイジー決済及びコンビニ決済の場合は、決済用の番号の取得の成否や当該番号を使用した入金情報を想定している。
処理完了日時	決済等の処理が完了した日時。クレジットカード決済の場合の決済日時のほか、ペイジー決済及びコンビニ決済の場合は、決済用の番号を使用した入金が完了した日時を想定している。
その他結果処理に必要な情報	上記のほか、具体的な連携調整を踏まえてシステムにおける結果処理に必要な情報。

### 5.2.2.3 決済手段等の変更

受検者等が、コンビニ決済により入学考査手数料の納付をするため決済サービスにおいて決済用の番号の取得処理を完了した後、入学考査手数料の納付を完了する前に、決済手段や利用するコンビニエンスストアを変更しようとする場合は、受検者等による操作に基づきシステムから提供する決済取消の情報により決済サービスにおいて当該決済に関する処理を取り消し、改めてシステムから提供する決済依頼に基づき処理できること。

## 5.3 歳入の納付事務

### 5.3.1 収納明細報告

乙は、毎月7日（日曜日、土曜日及び祝日の場合は、翌営業日）に、その前月における歳入について、納付の委託を受けた年月日、件数及び合計額並びに収納手数料の額その他必要な事項を、収納明細書により甲に報告すること。

### 5.3.2 歳入の納付

乙は、「5.3.1 収納明細報告」に規定する報告に基づいて甲が発行する納付書により、毎月15日（日曜日、土曜日及び祝日の場合は、翌営業日）に甲の指定金融機関等にする金融機関口座へ歳入を納付すること。

なお、このとき納付すべき歳入は、「5.3.1 収納明細報告」に規定する報告の対象となった月の歳入の総額とし、当該歳入から収納手数料及び固定料金（以下「収納手数料等」という。）は控除しないものとする。

### 5.3.3 収納手数料等の支払

甲は、「5.3.2 歳入の納付」に規定する納付の後、乙からの請求に基づいて収納手数料等を代金として支払うものとする。

## 5.4 指定納付受託者としての義務

乙は、地方自治法第231条の2の3に規定する指定納付受託者として、次に掲げる義務を負う。

### 5.4.1 届出義務

乙は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を記載した届出書を甲に提出しなければならない。

### 5.4.2 帳簿の作成及び保存義務

乙は、帳簿を備え付け、これに本業務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。帳簿は、本業務の履行期間が終了したときから5年間保存しなければならない。

### 5.4.3 報告義務

乙は、甲から、本業務の履行に関して必要な限度で、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示して報告を求められたときは、甲に対し、求められた事項について報告をしなければならない。

### 5.4.4 立入検査への対応義務

乙は、甲から、本業務の履行に関して必要な限度で、乙の事務所に立ち入り、乙の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査し、又は関係者に質問することを求められたときは、これに応じなければならない。

## 6 その他

別紙「セキュリティに係る特記仕様書」を遵守すること。

なお、本仕様書に記載の無い事項については、その都度甲と乙により協議して決定するものとする。